

公の施設の指定管理者の指定の件（新琴似スポーツ広場）

令和8年（2026年）5月21日提出

札幌市長 秋 元 克 広

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公の施設の指定管理者を下記のとおり指定する。

記

- 1 公の施設の名称
札幌市新琴似スポーツ広場
- 2 公の施設の位置
札幌市北区新琴似町
- 3 指定管理者
札幌市白石区菊水元町9条2丁目10番12号
コウフ・フィールド株式会社北海道支店
支店長 初谷 聡
- 4 指定期間
令和8年7月1日から令和13年3月31日まで

（理 由）

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、新琴似スポーツ広場の指定管理者を指定するため、本案を提出する。